

鹿児島市、熊本市、福岡市、北九州市 交流連携協定書

この協定締結の証として、本協定書4通を作成し、代表者の署名の上、各1通を保有する。

鹿児島市、熊本市、福岡市、北九州市(以下「四市」という。)は、次の条項により、交流連携に関する協定を締結する。

平成24年10月3日

(目的)

第1条 この協定は、四市が交流連携に取り組み、四市の市域はもとより、九州域の一体的な発展に寄与することを目的とする。

鹿児島市長

森 博 章

(連携及び協力する事項)

第2条 四市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に支援・協力し、又は共同で実施するものとする。

- (1) 市政の共通課題に係る共同調査・研究などに関すること。
- (2) 市民の交流促進に関すること。
- (3) 観光振興などに向けた施策推進に関すること。
- (4) 地域資源の相互活用などに関すること。
- (5) その他四市が協議して必要と認める事項

熊本市長

彦山 政史

福岡市長

高島 宗一郎

(連絡調整)

第3条 四市は、この協定による連携及び協力の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

北九州市長

北橋 健治

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、四市のいずれからも特段の申立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とする。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、四市が協議して定めるものとする。